

告示

埼玉県告示第五十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第三号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

中村 広

ロ 事務所の名称

中村行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千三百四十九番地三

ニ 登録番号

第一二一三一五八四号

二 処分をした年月日

令和五年一月二十四日

三 処分の内容

業務の禁止